

千葉県における  
漁業権の概要

令和6年9月

千葉県農林水産部水産局

# 目 次

1 はじめに	.....	1
--------	-------	---

2 漁業権の免許状況	.....	1
------------	-------	---

## 3 漁業権の内容

### (1) 海面

#### ア 漁業権一覧

(ア) 共同漁業権	.....	3
-----------	-------	---

(イ) 区画漁業権	.....	18
-----------	-------	----

(ウ) 定置漁業権	.....	22
-----------	-------	----

#### イ 漁業権漁場概略図

(ア) 共同漁業権	.....	23
-----------	-------	----

(イ) 区画漁業権	.....	32
-----------	-------	----

(ウ) 定置漁業権	.....	39
-----------	-------	----

ウ 第1種共同漁業権の内容一覧	.....	41
-----------------	-------	----

エ 第2種・第3種共同漁業権の各種漁業一覧	.....	43
-----------------------	-------	----

### (2) 内水面

#### ア 漁業権一覧

(ア) 共同漁業権	.....	44
-----------	-------	----

(イ) 区画漁業権	.....	46
-----------	-------	----

イ 漁業権漁場概略図	.....	47
------------	-------	----

(ア) 共同漁業権	.....	48
-----------	-------	----

(イ) 区画漁業権	.....	54
-----------	-------	----

ウ 遊漁料金一覧	.....	55
----------	-------	----

## 1 はじめに

漁業権は、5年ごとに作成する漁場計画において設定され、行政庁の免許によって取得されます。この「漁業権の概要」は令和5年9月に一斉切替えとなった漁業権の内容を分かりやすく整理したものです。なお、具体的な漁場計画及び免許の状況については、以下のとおり千葉県報に登載しています。

	千葉県報の告示番号	
	海面の漁業権	内水面の漁業権
漁場計画	千葉県報第13836号 令和5年5月12日付け千葉県告示第202号	千葉県報第13836号 令和5年5月12日付け千葉県告示第203号
漁業の免許	千葉県報第13869号 令和5年9月5日付け千葉県告示第343号 及び第344号	千葉県報第13869号 令和5年9月5日付け千葉県告示第345号

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suisan/gyogyou/index.html>

また、漁業権の区域や内容については、海上保安庁が運用している「海しる（海洋状況表示システム）」においても確認することができます。

<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>

## 2 漁業権の免許状況（令和6年9月1日現在）

### （1）免許状況

千葉県における漁業権の免許の状況は下表のとおりです。

漁業権の種類	水 面	件 数
共同漁業権	海 面	61件※ <sup>1</sup> （うち短期免許4件）
	内水面	15件※ <sup>2</sup>
	小 計	76件
区画漁業権	海 面	37件（うち短期免許9件）
	内水面	4件
	小 計	41件
定置漁業権	海 面	10件
合 計		127件（うち短期免許13件）

※1 千葉県知事及び茨城県知事が交互に免許している大根漁場の共同漁業権1件を含む

※2 東京都知事が免許している江戸川の共同漁業権1件を含む

### （2）漁業権の存続期間

共同漁業権 ..... 10年（令和5年9月1日から令和15年8月31日まで）

区画漁業権

（築堤式養殖業等） ..... 10年（令和5年9月1日から令和15年8月31日まで）

（上記以外のもの） ..... 5年（令和5年9月1日から令和10年8月31日まで）

定置漁業権 ..... 5年（令和5年9月1日から令和10年8月31日まで）

なお、以下の漁業権は短期免許となっています。

・東京湾北部の共同漁業権及び区画漁業権の一部 : 存続期間 1年以内

・千葉県及び茨城県が交互に免許している大根漁場の共同漁業権 : 存続期間 3年4か月

### (3) 漁業権の種類

#### ア 共同漁業権

第1種 藻類、貝類又は定着性の水産動物を目的とする漁業

(海面：わかめ、ひじき、てんぐさ、はまぐり、あさり、あわび、とこぶし、さざえ、うに、なまこ、いせえび、たこ、餌むし等)

(内水面：しじみ、かき、あさり、はまぐり、餌むし)

第2種 海面において網漁具を移動しないよう敷設して営む漁業であって定置漁業以外のもの

(固定式刺し網、すだて、小型定置)

第3種 海面において営む地びき網漁業等

第5種 内水面において営む漁業であって第1種以外のもの

(あゆ、こい、ふな、おいかわ、うぐい、うなぎ、わかさぎ、もつご等)

#### イ 区画漁業権

第1種 一定の区域内において石、瓦、竹、木等を敷設して営む養殖業

(のり養殖、二枚貝垂下式養殖、わかめはえ縄式養殖、魚類小割式養殖等)

第2種 土、石、竹、木等によって囲まれた一定の区域内において営む養殖業

(築堤式養殖)

※ 区画漁業権については、以下の2つに区分されています。

・団体漁業権 免許を受けた漁業協同組合の組合員が漁業を営むもの

・個別漁業権 免許を受けた者自らが漁業を営むもの（例：組合が自営する漁業）

#### ウ 定置漁業権

身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深27m以上である定置網

### (4) 保全沿岸漁場

設定なし